

芦屋町教育委員会会議録

令和5年第4回定例会

日時 令和5年4月6日(木) 9時00分～10時15分
場所 芦屋町役場3階 課長会議室

「出席委員」	委員	長 戸 隆 弘
	委員	井 上 弘 行
	委員	吉 崎 強 志
	委員	森 山 真 奈 美
	教 育 長	三 柟 賢 二

「委員以外の出席者」	学校教育課長	木 本 拓 也
	生涯学習課長	本 石 美 香
	指 導 主 事	大 貫 昌 平
	指 導 主 事	渡 邊 佐 智 子

「書 記」

学校教育係	坪 井 茜
-------	-------

「議事日程」

第1 会期の日程

第2 会議録署名委員の指名

第3 教育長提出議案

議案第7号 芦屋町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について

議案第8号 芦屋町英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について

議案第9号 芦屋町総合運動公園の設置及び管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第10号 芦屋町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定に関する
ことについて

第4 協議事項

○教育委員会の辞令交付式における教育委員の出席について

第5 報告・連絡

○令和5年度芦屋町 ICT 教育推進計画(案)について

○令和5年度芦屋中学校国際理解教育推進事業について

○令和5年度芦屋町土曜学びあいルームの実施について

○事務局職員の人事について

○4月、5月の行事予定について

第6 その他

「開会宣告」

○教育長 ただいまから令和5年第4回芦屋町教育委員会定例会を開会します。

— 開会宣告 9時00分 —

「会議録署名委員」

○教育長 本日の署名委員は、井上委員・吉崎委員にお願いします。

第3 教育長提出議案

- 議案第7号 芦屋町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第9号 芦屋町総合運動公園の設置及び管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第10号 芦屋町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定に関する
ことについて

○教育長 議案第7号 芦屋町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について、議案第9号 芦屋町総合運動公園の設置及び管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について及び議案第10号 芦屋町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定に関する
ことについては関連性がありますので、一括して審議をいたします。

○学校教育課長 本年1月、文部科学省から一部の自治体の教育委員会会議の傍聴規則において、精神に異常があると認められる者などの傍聴を認めないものとして規定している例があり、これは障がいと理由とする差別に当たるのではないかという指摘があり、規則の見直しを求められました。このことを受け、教育委員会に関わるすべての条例、規則、要綱について点検を行った結果、2本の規則及び1本の条例について見直しが必要であるということが判りました。このため本日議案の第7号、第9号、第10号として提案させていただくものです。

（議案第7号 芦屋町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について説明※資料のとおり）

「概要」第2条傍聴の禁止の第1号に「精神に異常があると認められる者」という記載がありますので、この一文を削除します。

○生涯学習課長 （議案第9号 芦屋町総合運動公園の設置及び管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について説明※資料のとおり）

「概要」施設の入園の拒否についての規定に、「伝染病の疾患をもつ者及び泥酔者又は精神に異常があると認められる者」と記載されているところを、「伝染性の疾患をもつ者」という表現に改めます。

※議案第 10 号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項にもとづき公開しないものとする。(今後の議会に上程予定の事項のため)

－ 満場一致で承認 －

●議案第 8 号 芦屋町英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について

○教育長 議案第 8 号 芦屋町英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について

○学校教育課長 (芦屋町英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について説明※資料のとおり)

「概要」小学生の受験及び補助申請を促すため、本年度より小学校でも英検を実施することとしています。これに伴い、現在芦屋中学校を会場として英語検定を受験する場合にのみ学校長による一括申請ができる取り扱いを、小学校でも適用できるように改めます。

○教育長 この件について、何か質問はありませんか。

○教育委員 保護者の方にはどのような形でお知らせするのでしょうか。

○学校教育課長 小学校から保護者へ周知チラシを配布し、学校の授業の中でも教員が児童へ英検受験を促していきます。

○教育長 他にないようでしたら、議案第 8 号について承認してよろしいでしょうか。

－ 満場一致で承認 －

第 4 協議事項

●教育委員会の辞令交付式における教育委員の出席について

○教育長 (教育委員会の辞令交付式における教育委員の出席について説明) 全員の異動がわかるため、来年度より 4 月 1 日付の異動辞令交付に教育委員の皆さんに参加していただきたいと考えています。委員の皆さんのご意見をいただきたいと思えます。

－ 満場一致で合意 －

第 5 報告・連絡

●令和 5 年度芦屋町 ICT 教育推進計画 (案) について

○教育長 令和 5 年度芦屋町 ICT 教育推進計画 (案) について

○指導主事 (令和 5 年度芦屋町 ICT 教育推進計画 (案) について説明※資料のとおり)

り)

「概要」今の段階では操作力は高まってきていますが、これからは ICT の効果的な活用をしていくため、ICT の実践事例や主題研究の積み重ねを継続していきたいと考えます。

昨日、芦屋東小学校で行った転入教員・新規採用教員 ICT 研修会では、転入者、新規採用者を児童役とした模擬授業を行いました。また、教師用デジタル教科書の一般的な操作についての研修を行いました。

学習者用デジタル教科書の実証事業について、本年度は小学5、6年生の算数と英語、中学校の数学と英語が入っていますので、小学5、6年生及び中学校の教員を対象にした研修を実施したいと考えます。

夏期教職員 ICT 研修会は、午前中に小中一貫の授業公開の指導案審議を、午後は ICT 推進の専門家であり県でも指導している中村学園大学の山本教授による講話を予定しています。

学習者用タブレットに搭載されている学習用アプリ「e-ライブラリー」の機能が向上していますが、各校ともアプリをうまく活用できていないため、全ての学校で研修を実施します。

ICT に係る環境整備などですが、来年春に授業支援ソフトの使用期限が到来するのに併せて、新規導入をしたいと考えています。今は小学校と中学校で授業支援ソフトが異なっていますので、小中とも同じソフトを導入したいと考え、現在、業者の絞り込みを行っております。今後各学校で試行してもらいながら意見を聞き、導入するソフトを決定する予定です。

最後に、昨年度の学力検証委員会で話がありました「学習用タブレットの持ち帰り」についてですが、持ち帰らなければ子どもたちの学習の伸びが見られないのではないかということで、どのような方法で実施していくかについて、ICT 推進委員会などで検討していきたいと考えております。

○教育長

ただ今の説明について、ご質問がありましたらお願いします。

○教育委員

芦屋東小学校で行われた研修会には新任の管理職の方も参加されたのですか。

○指導主事

はい、参加されました。

○教育委員

e-ライブラリーは今も入っているが活用されていない状態ということですか。

○指導主事

e-ライブラリーはバージョンアップをして全ての学校で新しい機能を利用できるようになり、業者からも説明をしたいと言われていまして、いい機会だと考え研修を行います。

○教育委員

どのようなことができるソフトなのですか。

○指導主事

例えば、計算問題で足し算や引き算をして間違いの多いものが、e-ライブラリーの方でその子の特徴として把握できます。小学3年生の子に対して、小学2年生の分野からやった方がいいとソフトが判断して、そ

- こちらから出題することができます。
- 教育委員 eーライブラリーは課題を見つけて遡るという話でしたが、AI が行うのですか。
- 指導主事 そうです。
- 教育委員 ICT に係る環境整備などで、各学校で授業支援ソフトの無償利用とは、いくつかの業者のソフトを試せるということですか。
- 指導主事 はい、そうです。
- 教育委員 全生徒にタブレットを配布されていますが、教職員はどのようになっているのでしょうか。
- 学校教育課長 管理職以外の教員に、指導者用タブレットを配布しています。
- 教育委員 職員室に持ち帰って、集計などは自分のタブレットで行っているということですか。
- 学校教育課長 はい。子どもたちのタブレットの状況を先生方が見るというものです。校務支援システムへの直接的な連動はしていません。
- 教育長 他にないようでしたら、これに基づき進めていきたいと思えます。

●令和5年度芦屋中学校国際理解教育推進事業について

- 教育長 令和5年度芦屋中学校国際理解教育推進事業について
- 学校教育課長 昨年度に続き、国内の施設を活用した英語研修を行います。委託業者はプロポーザル方式で決めます。5月中に決定する予定です。なお、研修期間は8月2日（水）から6日（日）まで、参加人数は生徒10人、引率教員2人です。

●令和5年度芦屋町土曜学びあいルームの実施について

- 教育長 令和5年度芦屋町土曜学びあいルームの実施について
- 生涯学習課長 （令和5年度芦屋町土曜学びあいルームの実施について説明※資料のとおり）
- 「概要」新型コロナウイルス感染症の流行により、令和2年度から中止していましたが、4年ぶりに再開します。令和5年度は町内の小学生のみの参加とし、学習教材は参加する児童が持ち込むものと学校から提供されるものを使用します。
- 今年の開催日程は、令和5年5月27日（土）から令和6年2月17日（土）までに全15回、時間帯は午前9時から11時までの2時間、場所は町内の3公民館で、それぞれ小学校区ごとの児童を対象に行う予定です。
- 指導者は、九州女子大学から来ていただく大学生ボランティアを中心に、地域ボランティアとして学校サポーターやPTAの会員などにも協力をお願いします。町内小学校の教職員については、一個人として参加していただきたいと考えております。

初回と最終回に開・閉級式を行い、教育長、生涯学習課長、公民館・文化係長があいさつを行います。教育委員の皆さんには、ご都合のよいときに、子どもたちの頑張りを見ていただけたらと考えています。運営方法は、これまで公民館によってバラバラだったので、今回より各公民館長が主体となって運営をする形に統一します。

最後に、全ての回に参加した子どもたちの「皆勤賞」について、近年保護者や学校現場からのご意見を踏まえ、教育委員会の主催する社会教育事業に参加するために、欠席せざるを得ない場合に関しては、当該日を実施回数から除外することで、皆勤賞につながるようにしたいと考えております。

○教育長 ただ今の説明についてご質問がありましたらお願いします。

○教育委員 今年度からは登録制となるということでしょうか。

○生涯学習課長 ボランティア指導者については、従前から登録という形をとらせていただいていたのですが、短時間のみの参加の方もいらっしゃって登録をされない方もいました。今年度からボランティア指導者の編成が変わりますので、ある程度把握したいという思いもあり、できれば登録を求めていきたいと考えております。また、PTAに対しては、今回からぜひ子どもたちや学校のために協力していただきたいという形で会長さんをお願いしたいと考えています。

○教育委員 教職員の参加というところで、ボランティアで募集すると参加される教職員が少なくなると思いますが、できるときは参加するという形になるのか、校長から声をかけてもらい1回は参加してもらうのかどちらになりますか。

○生涯学習課長 これまでは、校長先生宛に文書を出して学校で割り振りをしていただき報告を受けていましたが、すべての先生方に同じ文書を出ささせていただき、協力していただける方に登録していただくような形にします。結果的に参加者がいない可能性があるということは想定した上で、生涯学習課が中心となって今年度の土曜学びあいルームを運営していきたいと考えております。

○教育委員 大学生のボランティアが中心となるということで、人数的にも難しいところがあるのではないかと思います。どのような方でもボランティアに来ていただいているとするのは心配なのですが、その点は大丈夫でしょうか。

○生涯学習課長 まず大学生ボランティアについて、先日担当者が大学の担当教授と調整をしており、1か所に対して5人から7人派遣していただけたらということで、了解していただいています。しかし、実際に募集した際にどれだけ確保できるかは、これからだと思っています。

以前は指導者が不足していたということで、さまざまな組織にも声をかけていました。そういった中でいろいろ課題が出てきましたので、今回は学校サポーターやPTAを中心をお願いをしていく、もし一般の方が参

加された場合には、公民館長に様子を見ていただき、遵守条項が守られていないということであれば、措置を考えなければならないと思っています。学びあいルームが始まったときから、一般公募の形で広く指導者を募るといった方法はしていません。

○教育委員 運営方法について、学生たちが注意事項や気が付いたことを指導者として行いますが、学生も同じメンバーが来るわけではないので、館長たちに流れを頭に入れてもらって、学生たちの力を今まで以上に発揮してもらえるようにやっていけないかと考えています。

○生涯学習課長 公民館長がずっと張り付いているわけではありませんし、注意事項などは実際に子どもたちに教えてくれた方の言葉で返すのが一番だと思っているので、学生たちにさせていただきますが、進行的なところを館長が受け持つという形にすると、自ずとボランティア指導員の方たちも言葉が出てくるのではないかと思いますので、そういった流れを基軸に考えていきたいと思っています。

○教育長 他にご意見がなければ、計画のとおり進めていきたいと思っています。

●事務局職員の人事について

○教育長 事務局職員の人事について

○学校教育課長 (事務局職員の人事について説明 ※資料のとおり)

●4月、5月の行事予定について

○教育長 4月、5月の行事について

○学校教育課長 (4月、5月の行事について説明 ※資料のとおり)

○生涯学習課長 (4月、5月の行事について説明 ※資料のとおり)

第6 その他

○学校教育課長 本年度の体育大会、運動会の開催について、芦屋中学校は5月20日(土)、3小学校は10月28日(土)を予定しています。

「閉会宣告」

5月の定例会は5月1日(月)13時30分から開催します。

6月の定例会は6月1日(木)13時30分から開催します。

— 閉会宣告 10時15分 —

会議録署名人

教 育 委 員

教 育 委 員

学校教育課長